

## 神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成18年3月第54号。以下「条例」という。）の運用方針及び必要な事務手続について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に使用する用語の定義は、条例の例による。

(出店計画の事前協議)

第3条 市長は、事業者に対し、出店計画の事前協議を求めることができる。

2 事業者は、前項の協議を行うときは、条例第3条第1項の規定による大規模集客施設基本計画書及び添付図書により、各関係課と協議するものとする。

(大規模集客施設の新設等に関する提出書類等)

第4条 事業者は、次の各号のいずれかの書類の提出を行うときは、書類及び添付図書等を13部（正本1部を含む。）提出するものとする。

(1) 条例第3条第1項の規定による大規模集客施設基本計画書（様式第1号）

(2) 条例第5条第1項の規定による対策書

(3) 条例第7条第1項の規定による再対策書

(市長の意見等)

第5条 市長は、神戸市大規模集客施設影響調査指針（以下「指針」という。）を勘案し、条例第4条第3項及び条例第6条第1項の規定による意見の有無及びその内容、並びに条例第8条の規定による見解を決定する。

2 市長は、前項の規定により意見の有無及びその内容、並びに見解を決定するときに、当該大規模集客施設の立地計画について次の各号のいずれかに該当する場合には、神戸市大規模小売店舗等立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

一 当該大規模集客施設の影響を受ける周辺交差点における開業後の交差点需要率の予測値が0.8を超える場合。

二 神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例運用協議会での検討の結果、特に審議会の意見を聴く必要があると認められる場合。

3 市長は、様式第2号から様式第6号により、第1項の規定による意見の有無及びその内容、並びに見解を事業者へ通知するものとする。

(勧告)

第6条 市長は、条例第10条第1項の各号の規定による勧告を行おうとするときには、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、様式第7号により、前項の規定による勧告の内容を当該事業者に通知するものとする。

(市長の勧告を踏まえての措置の実施の期限)

第7条 市長は、前条第1項の規定による勧告を行うときには、事業者に対し、期限を定め、勧告に係る措置を実施するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定で定めた期限までに勧告に係る措置が実施されないときには、当該勧告に従わないものとみなすことができる。

(公表)

第8条 市長は、条例第10条第2項の規定による公表を行おうとするときには、あらかじめその旨を当該事業者へ通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が意見の聴取に応じないとき、又は所在が不明で通知ができないときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときには、その旨を様式第8号により当該事業者へ通知するとともに、様式第9号により神戸市公報に掲載するほか、必要に応じて、日刊紙への掲載その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月6日から施行する。